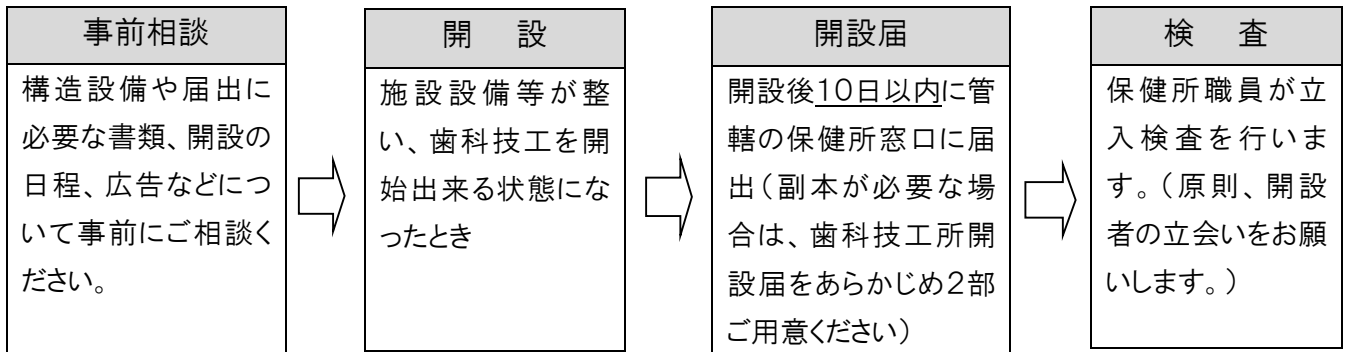


歯科技工所開設等の手引き

1 開設の届出(歯科技工士法第21条第1項、川崎市歯科技工士法施行細則第2条)

歯科技工所開設後10日以内に「歯科技工所開設届」を提出してください。

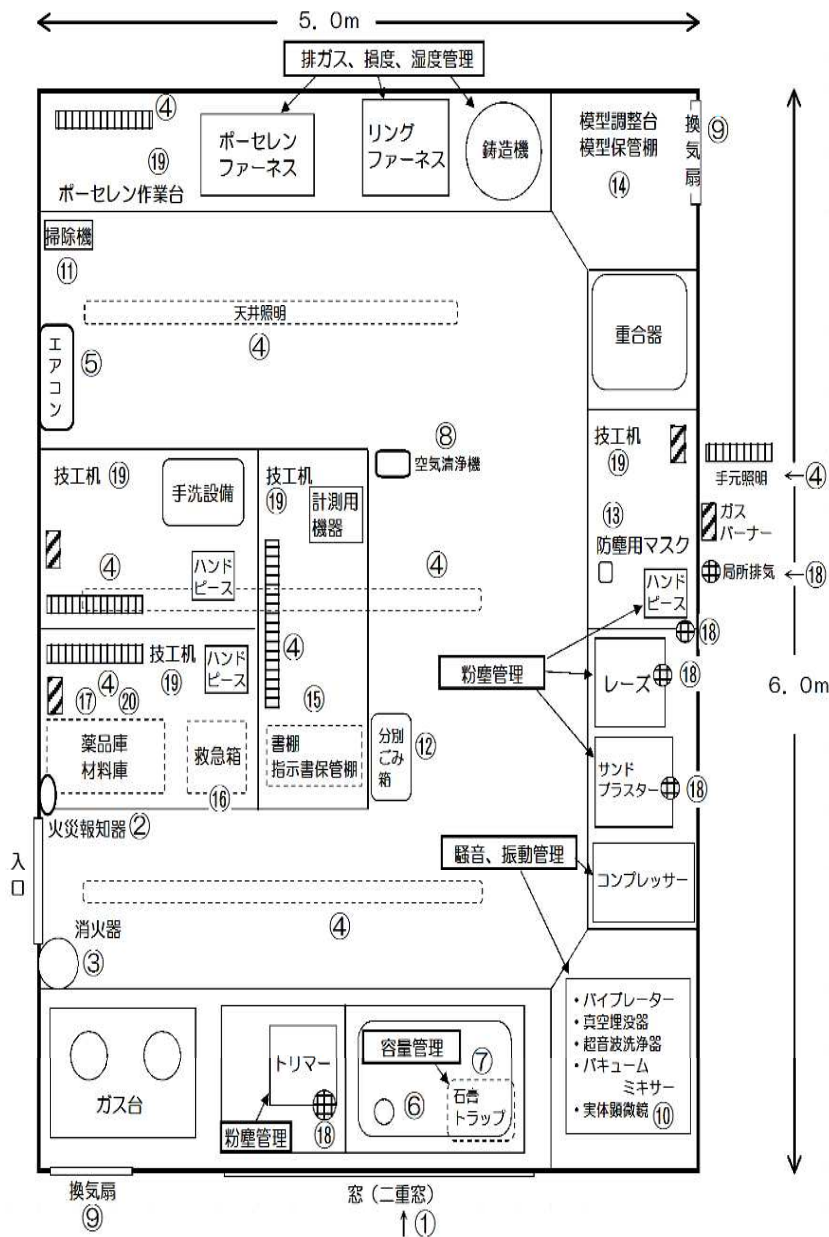


提出書類		注意事項
歯科技工所開設届 (第1号様式*川崎市歯科技工士法施行細則)		衛生課の窓口で配布する他、市役所 HP からダウンロード可能です。(「川崎市 歯科技工所 開設届」で検索) 押印は不要です。 勤務場所の区分に関して、リモートワークのため業務従事者の勤務場所が開設場所以外の場合は、住所欄に勤務場所の住所(勤務場所が自宅の場合は「自宅」と記入。)及び連絡可能な電話番号を記入してください。
歯科技工所(開設場所)の平面図 (第1号様式裏面。別紙添付可)		寸法をメートル単位で示し、主な設備及び器具等の配置を記入してください。(P2 図1参照) リモートワークの場所の平面図は不要です。
開設場所の案内図(周辺の見取図) (第1号様式裏面。別紙添付可)		最寄の駅等から歯科技工所までの経路がわかる図面。 所在地までの道のりをマーカー等で引いて示してください。 リモートワークの場所の案内図は不要です。
添付書類	管理者及び従事者の歯科医師免許証の写し又は歯科技工士免許証の写し	照合するため、資格免許証の 原本 を必ずお持ちください。 ※歯科医師免許を持っている人が歯科技工をすることはできますが、歯科技工士免許を持っている人が歯科医師の業務をすることはできません。
	管理者の履歴書	
提示書類	登記事項証明書 【原本】	開設者が法人の場合、登記事項証明書をお持ちください。

届出が事後10日を過ぎた場合は、遅延理由書を添付してください。押印は不要です。

【図1】

《平面図記載例》



必要な設備・器具類

- ①防音装置
- ②防火装置
- ③消火器
- ④照明設備
- ⑤空調設備
- ⑥給排水設備
- ⑦石膏トラップ
- ⑧空気清浄機
- ⑨換気扇
- ⑩技工用実体顕微鏡
(マイクロスコープ)
- ⑪電気掃除機
- ⑫分別ダストボックス
- ⑬防塵用マスク
- ⑭模型整理棚
- ⑮書籍棚
- ⑯救急箱
- ⑰薬品保管庫
- ⑱吸塵装置
- ⑲歯科技工用作業台
- ⑳材料保管棚 (保管庫)

2 管理者の設置及び義務(歯科技工士法第22条及び第23条)

歯科技工所の開設者は、自ら歯科医師又は歯科技工士であってその歯科技工所の管理者となる場合を除くほか、その歯科技工所に歯科医師又は歯科技工士たる管理者を置かなければなりません。また、歯科技工所の管理者は、その歯科技工所に勤務する歯科技工士その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところがないように必要な注意をしなければなりません。

リモートワークを行う歯科技工士は、歯科技工所の管理者から離れた場所で業務を行うことから、管理者は、リモートワークを行う歯科技工士の本人確認を含め、業務の開始・終了の時間や業務内容等の実施状況を適切に管理する必要があります。

3 歯科技工所の構造設備基準(歯科技工士法施行規則第13条の2)

歯科技工所には次のとおり、構造設備基準が設けられています。
立入検査では基準に適合しているかの確認を行います。

- ① 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。(下記参照)
- ② 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。
- ③ 手洗設備を有すること。
- ④ 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
- ⑤ 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、10㎡以上の面積を有すること。
- ⑥ 照明及び換気が適切であること。
- ⑦ 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。
ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- ⑧ 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。
- ⑨ 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。
- ⑩ 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。
- ⑪ 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。
- ⑫ 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。
- ⑬ 開設場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務を行う者がいる場合は、個人情報の適切な管理のための特段の措置を講じていること。

歯科技工を行うための必要な設備及び器具の一覧

「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の施行について(医政発第1002第1号平成24年10月2日)」

- ・防音装置 ・防火装置 ・消火器 ・照明設備 ・空調設備 ・給排水設備 ・石膏トラップ
- ・空気清浄器 ・換気扇 ・技工用実体顕微鏡(マイクロスコープ) ・電気掃除機
- ・分別ダストボックス ・防塵用マスク ・模型整理棚 ・書籍棚 ・救急箱 ・薬品保管庫
- ・吸塵装置(室外排気が望ましい) ・歯科技工用作業台 ・材料保管棚(保管庫)

※歯科技工におけるリモートワークの対象となる業務は、切削加工や研磨等は行わないコンピュータを用いた歯科補てつ物等の設計等を行う過程とすることから、リモートワークを行う場所においては、防音装置や石膏トラップ等の構造設備は不要です。

※歯科技工所の開設に当たっては、複数人が共同で1つの歯科技工所を開設することが可能です。なお、複数人が同一住所に複数の歯科技工所を開設する場合には、それぞれの歯科技工所が歯科技工士法第21条に規定する届出を行い、同法第22条に規定する管理者を置くとともに、歯科技工士法施行規則第13条の2に規定する構造設備基準を満たす必要があります。

4 広告の制限(歯科技工士法第26条第1項及び第2項)

歯科技工の業又は歯科技工所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も、次に掲げる事項を除くほか、広告することはできません。

また定められた事項を広告するにあたっては、歯科医師もしくは歯科技工士の技能、経歴もしくは学位に関する事項にわたり、又はその内容が虚偽にわたってはならないとされています。

- ① 歯科医師又は歯科技工士である旨
- ② 歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名
- ③ 歯科技工所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ④ その他都道府県知事の許可を受けた事項 ※

※法第26条第1項第4号の許可を受けようとする者は、「川崎市歯科技工士法施行細則第5条」により、許可申請が必要です。(P6参照)

5 歯科技工指示書の記載事項(歯科技工士法第18条及び第19条、施行規則第12条)

歯科医師又は歯科技工士は、厚生労働省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行ってはなりません。ただし、病院又は診療所内の場所において、かつ、患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に基づいて行う場合は、この限りでないとされています。なお、歯科技工指示書の記載事項は以下のとおりです。

病院、診療所又は歯科技工所の管理者は、この指示書を当該歯科技工が終了した日から起算して2年間保存しなければなりません。

- ① 患者の氏名
- ② 設計
- ③ 作成の方法
- ④ 使用材料
- ⑤ 発行の年月日
- ⑥ 発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地
- ⑦ 当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称及び所在地

6 歯科補てつ物等の作成管理及び品質管理

歯科技工所における歯科補てつ物等の質の確保を図ることを目的として、歯科補てつ物等の作成管理及び品質管理に関する事項が定められています。詳しくは「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針」(令和4年3月31日・医政発0331第47号添付)を参照してください。

7 歯科技工録の作成・保存(歯科技工士法施行規則第15条)

歯科補てつ物等の作成管理及び品質管理の観点から、歯科技工録を作成する必要があります。リモートワークを行う場合はその工程の管理がより重要となることから、リモートワークを行った工程と

場所を確実に記載してください。(令和4年3月31日・医政発0331第47号厚生労働省医政局長通知参照)

開設者は、歯科技工録を指示書とともに作成の日から3年間保存してください。なお、電磁的保存等に係る基準については指示書に準ずるものとします。(令和5年3月31日までは、従前どおり歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針に基づき歯科技工録を作成し、2年間保存することとされているためご注意ください。)

8 その他

(1)変更届(第2号様式)(川崎市歯科技工士法施行細則第3条)

開設届出事項に変更があった場合は、変更後10日以内に「歯科技工所届出事項変更届」を提出してください。また、変更内容によって、添付書類が必要な場合があります。

提出書類		注意事項
歯科技工所届出事項変更届 (第2号様式*川崎市歯科技工士法施行細則)		変更事項を記入します。 衛生課の窓口で入手するほか、市役所HPからダウンロード可能です。(「川崎市 歯科技工所 変更届」で検索)押印は不要です。
変更事項	添付書類等	注意事項
構造設備の変更	歯科技工所の平面図	変更前、変更後の図面を添付してください。
従事者の変更	従事者の資格免許証の写し	変更前、変更後の従事者を記入してください。 新たに業務に従事することとなった従事者の資格免許証原本と、その写しを持参してください(窓口で原本を照合します)。
管理者の変更 (人の変更)	変更後の管理者の歯科医師又は歯科技工士の免許証の写し及び履歴書	変更前、変更後の管理者を記入してください。 新たな管理者の資格免許証原本と、その写しを持参してください(窓口で原本を照合します)。
管理者の変更 (同一人の住所や氏名の変更)	—	変更前、変更後の情報を記入してください。
歯科技工所の名称	—	
歯科技工所の所在地	住居表示変更証明書	住居表示の変更があった場合に限りです。
開設者の氏名(婚姻等で同一人の氏名が変更になった場合)及び住所 (法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)	【個人】なし 【法人】登記簿謄本(提示のみ。添付不要。)	開設者の変更の場合は、施設の廃止と新規開設の手続きが必要です※ なお、法人等が開設者の場合で、代表者の変更であれば、届出は不要です。

変更事項	添付書類等	注意事項
従事者の勤務場所の変更 (リモートワークにより勤務場所が開設場所から開設場所以外の場所になる場合、又は開設場所以外から開設場所になる場合)	なし	変更前、変更後の勤務場所を記入してください。 また、業務従事者欄にも記入してください。 勤務場所の区分に関して、リモートワークにより業務従事者の勤務場所が開設場所以外の場所になる場合は、住所欄に勤務場所の住所(勤務場所が自宅の場合は「自宅」と記入。)及び連絡可能な電話番号を記入してください。

※歯科技工所の移転や法人化等による開設者の変更は、変更届ではなく、移転前(旧開設者)の歯科技工所廃止届及び移転後(新開設者)の歯科技工所開設届が必要になります。

届出が事後10日を過ぎた場合は、遅延理由書を添付してください。押印は不要です。

(2)廃止(休止)届、再開届(第3号様式)(川崎市歯科技工士法施行細則第4条)

歯科技工所を廃止、休止又は再開した場合は、事後10日以内に「歯科技工所休止(廃止・再開)届」を提出してください。衛生課の窓口で入手するほか、市役所HPからダウンロード可能です(「川崎市 歯科技工所 廃止届」で検索)。添付書類はありません。

届出が事後10日を過ぎた場合は、遅延理由書を添付してください。押印は不要です。

(3)歯科技工所等広告事項許可申請書(第4号様式)(川崎市歯科技工士法施行細則第5条)

歯科技工士法第26条第1項第1号から第3号以外の広告事項を広告する場合には、事前に申請が必要です。許可の対象は、行政の一環として特定の事業を推進している場合や特定の事業を歯科技工所に委託している場合等に限られます。(「川崎市 歯科技工所 広告事項」で検索)

申請する場合は、事前に医事・薬事課医事担当に相談が必要になります。

提出書類	注意事項
歯科技工所等広告事項許可申請書 (第4号様式*川崎市歯科技工士法施行細則)	市役所HPからダウンロードできます(「川崎市 歯科技工所 広告事項」で検索)。押印は不要です。

連絡先：各区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 衛生課	
川崎区	044-201-3223
幸区	044-556-6682
中原区	044-744-3280
高津区	044-861-3321
宮前区	044-856-3265
多摩区	044-935-3292
麻生区	044-965-5163
受付時間：開庁日の8:30~12:00、13:00~17:00 (土曜、日曜、祝日、休日、年末年始は除く)	